

まほろば秦野通信

令和3年12月16日

タイトル	子育て世帯臨時特別給付金 10万円を現金で一括支給へ
When (いつ)	支給予定日：12月24日（金曜日）予定
Who (だれが)	秦野市から支給された令和3年9月分児童手当（特例給付を除く）の受給者の方
What (なにを)	支給額：対象児童1人につき、10万円
How (どのように)	児童手当の届出口座に振り込みます。（申請不要）
Why (なぜ)	<p>令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルスが長期化し、その影響がさまざまな人々に及ぶ中、子供たちを力強く支援し、その未来を拓くという観点から、子育て世帯に対する臨時特別給付を実施します。</p> <p>秦野市議会（臨時会：12月21日（火曜日））に補正予算案を上程します。</p>
How much (予算)	<p>12月24日振込分</p> <ul style="list-style-type: none">・9,300世帯・対象児童数17,000人。・合計およそ16億9,000万円
今後の取り組み	申請が必要な高校生（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）のみを養育する方、所属庁から児童手当（特例給付を除く）を受給している公務員及び令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当受給者については、順次申請書を送付し、申請書に記載された口座へ振り込みます。
ホームページURL	https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1638403736285/index.html
問い合わせ	子育て総務課 手当・助成担当 宗像 電話：0463-82-9607（直通）